従四位に叙する
中村　悦郎
従五位に叙する（以上十一月一日）
馬見　州一
齋藤　正樹
従三位に叙する
石月　昭二
従四位に叙する（以上十一月二日）
加藤　宗平
正五位に叙する（十一月三日）
中島　衛
従三位に叙する（十一月五日）

○叙勲

寺田　弘
旭日単光章を授ける（十月二十九日）
井上　欣司　小野寺小太郎
田坂　惇一　山本　勲
旭日単光章を授ける（各通）（十月三十日）
荻山　義男　小平　清　五島　哲夫
笹倉　實　竹内　鈴夫　田中　功
谷米　肇　中村　研一　平野　和義
藤井　憲男　細田　林　山田　久明
瑞宝双光章を授ける（各通）
永躰　靖敏　酒井　迪篤
中平　唯男　村山　三郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十八日）
酒井　政和
瑞宝小綬章を授ける
犬塚　修二　今西　幸敏
梅野　昭然　大槻　俊雄　岩本　光史
（秋田市公立学校長）　木下　政吉
田中　健　堤　光昭　進藤　隆　戸谷　喜金
中重　泰男　松尾　克治　本橋　茂次
瑞宝双光章を授ける（各通）
中村　敏夫　永田　忠雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十九日）
上田　安磨　奥澤　康夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
石野　功　上田　教利
笠原　邦雄　金田　茂　梅田　茂
深井　武志　山中　英嗣　酒井　一雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
遠藤千代三　大畠　政廣　小山　博
田代　次登　福岡　隆夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十日）
中島　秀人　原　徹夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
黒崎　正光　田原　集
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十一日）
齋藤　正樹
瑞宝中綬章を授ける（十一月二日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十一月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

木村　博州　三宅　卓　山田　忠志
桂　剛　関　ゆみ　川妻　幸子
互井　卓郎　藤田　三郎　塩之入　洋
小端　ふみ　藤本　三代　山口　洋
吉濱フミ子　藤元きみ子　青木　俊茂
小出　怜子　佐藤　安廣　江崎　穣
森本　良一　泉名　恒夫　緒方　紀子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十一月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

吉岡　正繁　五月女政平　前芝ツヤ子
北村　節子　八木　久雄

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十一月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

高垣　義光　三木谷浩史　松尾　敏男
長岡今朝吉　鈴木　栄一　伊藤　政利
平野比左志

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

古賀常次郎　佐藤フジヰ

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十一月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

岩澤　有径

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十一月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

田中産業株式会社
本田技研工業株式会社
一般社団法人西東京市医師会
富士興業株式会社
富士特殊金属株式会社
長岡建設株式会社
栗山アルミ株式会社
中西電機工業株式会社
伊藤忠商事株式会社
松原建設株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十五年十一月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故千田寛遺族　千田　幸子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

豊泉　百代

紺綬褒章飾の授与を取り消す（平成二十五年九月二十七日）

官庁報告

官庁事項

中部地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年12月2日

中部地方整備局長　梅山　和成

区間	路線名	区
伊勢市御薗町新開字中野98番1から同市田尻町字小歌433番1までの上下線	一般国道	23号

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本港湾労働組合関西地方本部から、冬季一時金等の要求に関して、平成25年12月8日午前0時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（大阪府、兵庫県及び徳島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成25年12月2日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

大阪府　日本郵便輸送株式会社、岡崎公栄社及び本四海峡バス株式会社大阪支所
兵庫県　株式会社神戸フェリーセンター、宝塚都市環境サービス株式会社、山陽バス株式会社垂水営業所、山陽バス株式会社小束山営業所、本四海峡バス株式会社洲本営業所及び本四海峡バス株式会社大磯営業所
徳島県　本四海峡バス株式会社徳島営業所

最低賃金の改正決定に関する公示

岡山労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、岡山県耐火物製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成25年12月2日

岡山労働局長　上市　貞満

第4号中「1時間815円」を「1時間826円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第7号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、岡山県鉄鋼業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成25年12月2日

岡山労働局長　上市　貞満

第4号中「1時間829円」を「1時間841円」に改める。